

令和5年7月13日 環境生活委員会 開催状況

開催年月日 令和5年7月13日(木)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 環境生活部長 加納 孝之
 環境保全局長 竹澤 祐幸
 水道担当課長 岡田 朋子

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 水道事業について</p> <p>(一) 水道施設の耐震化及び耐震化計画の策定状況の進捗について 非常に遅れていた道内の上水道及び用水供給事業における耐震化率はどうか進捗をしているのか伺います。震度6強に耐えられる耐震水道管への更新、耐震適合率、浄水施設の耐震化と併せて伺います。 また、平成20年に水道法の施設基準が改正されて、翌年の耐震化計画の策定状況は、基幹管路で全事業の18%に留まっています。浄水場及び配水池の基幹施設は、全事業の11%と、低い水準に留まっております。道は、耐震化計画の策定が遅れていたことから、働きかけを行ってきたのかどうか、どう進捗してきたのか、併せて伺います。</p> <p>(二) 老朽化対策、更新計画等について 10年以上が経ってですね、上昇はしている、しかし決して高くない状況だということでございます。 そこで、老朽化した水道管はどの程度あって、更新率、更新計画と実施状況はどうなっているのか伺います。</p> <p>6割の更新計画は約4割がまだ未策定であるということですし、やはり耐用年数が経過しているということが2割以上あるということが、なかなか厳しいと受けとめています。 制度化できないとか、人手が足りないとか、昔はできていたのに予算が足りないか、さまざまな理由があるわけですが、残っている4割への支援とともに、更新が進むように、地域事情にも把握に努めた上で、地域の実情に合った支援に努めていただきたいということを申し上げておきます。</p> <p>(三) 地域防災拠点施設の水道耐震化について 水道管の破裂というのがたびたび報道されておりますけれども、災害時に断水をいたしますと火災消火にも支障をきたします。特に、病院や学校をはじめ、地域防災拠点施設などは、災害時においても生活用水等を確保することが重要であります。最も優先して耐震化を図るべき施設だと考えております。道は、5月に北海道水道ビジョンを一部修正しておりますけれども、地域防災拠点施設の耐震化というのは完了しているのでしょうか。</p>	<p>(水道担当課長) 水道施設の耐震化などの進捗についてでございますが、令和3年度末現在、道内の上水道事業及び水道用水供給事業において、導水管や送水管などの主要管路のうち、耐震適合性がある割合は46%、浄水場の耐震化率は25%、配水池の耐震化率は52%となっており、平成21年度と比較すると、主要管路が15ポイント、浄水場が13ポイント、配水池が18ポイント上昇しております。 また、令和3年度末現在、耐震化計画を策定済みの事業は、主要管路については56事業で全体の60%、浄水場や配水池などの水道施設については42事業で全体の45%となっており、平成21年度と比較いたしますと、主要管路については42ポイント、浄水場など水道施設については34ポイント上昇しているところでございます。</p> <p>(水道担当課長) 水道管路の更新等についてでございますが、令和2年度末現在の道内の上水道事業及び水道用水供給事業の水道管路の延長は3万6,413キロメートルであり、このうち、法定耐用年数の40年を経過している割合は21.9%と、全国の20.6%と比べ1.3ポイント高くなっております。 また、更新された水道管路の割合を示す「更新率」につきましては全国の0.65%とほぼ同様の0.63%となっております。 道では、これまで事業者に対しまして、計画的な水道施設の更新を促すため、計画の策定について指導・助言をしており、令和4年末で約6割の事業者で管路の更新計画を策定済みでございます。</p> <p>(水道担当課長) 水道耐震化についてでございますが、学校や病院など、地域防災計画で「地域防災拠点施設」と位置づけられる施設につきましては、災害時においても給水の優先度が高いことから、このような施設に繋がる管路の耐震化は、「重要給水施設配水管事業」といたしまして国の補助制度の対象になっております。 道内では、直近の5年間で、延べ64の水道事業者が、この補助制度を活用し、「地域防災拠点施設」などへの管路の耐震化事業を実施してきており、令和3年度の重要給水施設につながる管路のうち耐震適合性を有する管路の割合は32%となっているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>この答弁からもやはり予算が圧迫しているということがわかると思うんですけども、先ほど令和6年度の地震等の災害に強い水道施設の整備に前年比で122.5%、34億3千万円を要望するということだったんですけど、国の補助率が上がったり支援が充実することによって、市町村の持ち出しを極力少なくしながら進めていくということが非常に重要だと思うんですけどね。ですから、予算確保については十分行っていただきたいということと、それが完了するまで、もし災害時に対応できない場合ですね、代替設備ですとか、バックアップ体制、支援の体制をしっかりと整えておいていただきたいというふうに指摘をしておきます。</p> <p>(四) 有効率の改善について 水道施設について、急いで耐震化が図られる必要があると同時に、老朽化対策をとって、漏水を防ぐということを行っていく必要があります。有効率が90%未満の事業者数はこの間減少してきたのか。平均ではどのように改善されてきたのかお示してください。</p> <p>ほぼ横ばいっていうことなんですけど、平均で0.6%下がってますよね。やっぱりこれ下がってるんですよ。有効率のことを考えますね、昨日考えたんですけど、1リットルのペットボトルの水、全部普通は飲みますよね。だけど水道で考えると100ccは捨てていることになるんです。でもそんなことをする人はいない、ペットボトルの水みんな一生懸命飲みますよね。それは目に見えてお金を払っているんだけど、水道も同じようにお金を払っているし、飲用にするためにも税金が投じられていますからね。やっぱりこここのところの有効率っていうのを向上させるということが喫緊の課題だと思いますので、慣れないで、有効率を是非改善するように取り組むということをしっかりやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>(五) 水道料金の滞納状況と停水措置について 北海道は非正規雇用が多くて、契約の社員最低賃金に、はりついて暮らしている方が多いんですけど、実際には自立して暮らしていくということが極めて難しい状況です。 年金の方も下がり続けている上、社会保険負担の増加などによって、収入が減っているにも関わらず、物価高騰、電気料金値上げ等が家計支出を否応なく増加させている、追い打ちをかけている状況です。 道内の主要35市について、水道料金の滞納状況と停水措置について、現状がどうなっているのか。これまでの推移と合わせてお示し願います。</p>	<p>(水道担当課長) 水道の有効率についてでございますが、「有効率」は、水道水として供給した水量のうち、漏水等を除き、有効に使用されている水量の割合を示すもので漏水状況の指標とされております。 「有効率」が90%未満の道内上水道事業者数は、令和3年度末現在で、全89事業の75%にあたる67事業であり、平成21年度の全101事業の67%にあたる68事業からほぼ横ばいとなっておりますが、割合は8ポイント増加しております。 また、「有効率」の道内上水道事業者の平均は、令和3年度末現在で90.8%となっており、平成21年度の91.4%から、こちらもほぼ横ばいとなっているところでございます。</p> <p>(水道担当課長) 滞納状況等についてであります。道内35市全体における水道料金の滞納件数は、延べ数で平成22年度は約49万6千件、平成30年度は約41万4千件、令和4年度は約59万1千件となっております。 また、給水停止件数は、延べ数で平成22年度は約2万件、平成30年度は約1万8千件、令和4年度は約1万2千件となっており、滞納件数に占める割合は、平成22年度と30年度はともに4%でありましたが、令和4年度は約2%となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 滞納者への対応状況について</p> <p>久しぶりに件数を伺って驚いたんですけども、滞納件数が急増していると、色々事情はあると思うんですけどもやはり、生活の困窮というのが根底にあるんだと思えたところです。しかしながら、給水停止件数は減っており、滞納件数に占める割合も半分に減っているということで、それはなぜかというやはり、以前に札幌市の姉妹孤立死事件があって、そのときに水道は停止されてなかったんですけども、電気やガスが止まっていたということで、ライフラインの停止が命に関わる問題だということが改めて明らかにされて、その公営事業である水道事業においても慎重な対応が検討されていて、わたくしは予算特別委員会で質疑をさせていただいたところです。</p> <p>道は、「水道は、生活に困窮している方の発見につながるライフラインの一つである」という認識を示しました。そして福祉部局との連絡、連携などを確認項目に盛り込んで、取り組みの促進を求めてきたと承知しております。ライフラインの停止にあたっては、一定の条件で個人情報保護の対象外となるなど、孤立死の防止対策として効果的な連携・連絡も指導されてきたと承知しております。道は、市町村に一層周知してきたとは思いますが、そういった滞納者への督促や訪問等の際にですね、対応状況っていうのはどのように改善してきたのか。そのあたりはどうです。</p> <p>(七) 水道料金の全国比較について</p> <p>安易な給水停止はもう行ってないと、水道事業者の方もね、対応を非常に改善してきていると思います。滞納が増えている背景の一つに道内の水道料金は割高だと言われているわけですけども、全国比ではどうなっているのでしょうか。また、その要因についてどう分析しているのかも併せて伺います。</p> <p>(八) 減額免除の有効活用等について</p> <p>北海道の気象条件や地形の特徴によって、4割高いということなんですけども、電気料金も高いし水道料金も高い中で、北海道に住んでいる人たち、大変だけれどもやっぱり北海道に住みたいということでね、住んでいるのだと思うんですよね。そうした中で、大変いい制度があるんです。市町村の事業なんですけども、水道料金の高い旭川では、高齢単身者、ひとり親家庭、生活保護世帯などに対して、水道料金の減額免除を行ってきております。暮らしの支えになる行政支援だということで本当に大変歓迎されている事業でして、今年度も継続されました。しかし、来年度以降ちょっと心配なんですよね。</p> <p>水道について、その「管理者は、公益上その他特別の理由がある場合には、料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、または免除することができる」として道内の全市に減免規定があります。しかし、実際には減免実績があるわけではありません。困窮する住民を行政が支えることができる、この水道料金の減免を有効に活用するため市町村への助言を求める質問をしたところ、当時の環境生活部長は、水道事業の担当者会議や立ち入り検査を通じて、取組を強化すると少し踏み込んで答えておりました。</p> <p>その後、道はどう取り組んで、現在の実績はどうなっているのか伺いたいと思います。</p>	<p>(水道担当課長)</p> <p>滞納者への対応につきましてでございますが、平成12年に国から、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、福祉部局との連絡・連携体制の強化などについて通知があり、道では、その旨、各水道事業者に対し周知してきたところでございます。</p> <p>本件に関し、道では水道事業者への立入検査においても、福祉部局との連携に関する項目を設け、対応状況を確認しているところであり、これまでの指導事例は、2件ございましたが、いずれも改善され、直近の4年間はすべての水道事業者において適切に対応が図られていることを確認しております。</p> <p>(水道担当課長)</p> <p>水道料金についてであります。令和2年度における一般家庭用10立方メートルあたりの水道料金は、上水道では、全国の平均が1,564円に對しまして、北海道は2,190円と、およそ4割高い状況でございます。</p> <p>その要因としては、本道は積雪寒冷のため、水道管の埋設深度が深いことや、人口密度が低く1人あたりの管路延長が全国平均より約25%長いことなどが考えられるところでございます。</p> <p>(環境保全局長)</p> <p>水道料金の減額・免除についてでございますが、道では、生活困窮者への対応といたしまして、各水道事業者に対しまして、福祉部局との連携の強化や体制の構築について、2度にわたり周知を図ってきたところであります。</p> <p>また、水道法に基づく立入検査におきまして、給水停止に当たって、対象者が生活困窮者か否かなど福祉部局と連携を図っているかを確認項目として盛り込みまして、全ての水道事業者において適切な対応が図られるよう指導を行っているところでございます。</p> <p>こうした水道事業者の対応に当たりましては、水道料金の減免制度の活用が期待されるところであります。減免制度について道内35の市、全てにおきまして給水条例などで定めておりまして、令和4年度は、16の市におきまして、延べ約26万1千件の実績があったところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>道の働きがけがあっただろうかとはっきりと申し上げられませんが、少なくとも14市の実績だったものが、16市の実績で約20年で2件滞納救済制度を導入されているところがいらっしゃるということなんですね。それで福祉部局ですとか、それから教育の分野では、市町村事業であってもこの市町村ではこういうことを取り組んでいますよというような紹介をしているんです。それでこういう困窮した世帯に対する支援を広げていくような取組を行っていますので、こういう実績がありますよということを情報提供するぐらいのことは道としてもできるのではないかと思いますので、そうした取組の工夫も含めてね、今後検討していただきたいと思います。市町村事業なので道が直接ね、誰々を助けてあげてほしいと言えないことは重々分かっておりますけれども、そうした工夫もできるということなんで申し上げます。</p> <p>(九) 今後の取組について</p> <p>10年以上たっても水道の老朽化更新など多くの課題は残ったままです。公共インフラである水道事業はしかしながら、民営化することなどによって解決できるとは考え難いです。行政だからこそこうした減額免除ができるわけですね。今後も公共水道として命のインフラとしてどう維持し、同時に、住民を支える減額免除など有効な活用を進めていくのか、部長に見解を伺いたいと思います。</p> <p>部長から血の通った答弁をいただいたというふうに受け止めました。</p> <p>「渇水」という映画を紹介いただいて、観てきました。水道事業者が給水停止をする、生田斗真さんが主役で、フィクションなんですけれども、その中で水道というのが本当にどれだけ大事なのかということと、想像を超えた生活をしている人たちに思いをはせる作品に感じました。今、全国で熱中症が問題となっていて、水道普及しなければならぬという重要なときに、その重要性が改めて感じるわけですし、これからの時代は日本のように潤沢に水道をひねれば飲める水が出てくるという国が少ない中で、本当に重要な資源になってくるわけです。私たちは改めて水道の大事さというのをもう一度考えながらですね、水道資源を私たちの公共財産としてしっかり支えていけるように不透明な時代に申し上げておきたいと思います。</p>	<p>(環境生活部長)</p> <p>今後の取組についてでございますが、水道を取り巻く環境は、人口減に伴う料金収入の減少や施設の老朽化、深刻化する人材不足などの課題が山積しております。平成30年に改正された水道法では、こうした課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、広域連携や官民連携のほか、施設の計画的な更新といった適切な資産管理の推進などが新たに盛り込まれたところであります。このため、道としては、本年3月に策定いたしました「北海道水道広域連携推進プラン」に基づきまして、地域の実情に応じた、管理の一体化などを含めた広域的な連携を促進していきますほか、水道事業者に対しましては、引き続き各種会議や立入検査等を通じまして、適切な資産管理や計画的な施設の更新を促すなどにより、水道施設の基盤強化を図り、将来にわたり、安全安心な水道水の供給と事業の継続的運営の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>また、先ほどお話がございましたけれども、生活困窮を理由として水道料金を滞納している方々に対しまして、機械的な給水停止を避けるなど、柔軟な対応が図られますよう、水道事業者に対しまして、福祉部局との十分な連携について、指導・助言してまいります。</p>